

# 第四次川越市生涯学習基本計画

＜原案＞

令和3年1月

川越市



# 市長挨拶文予定

## 第四次川越市生涯学習基本計画

### ＜目次＞

第1章 川越市生涯学習基本計画の策定について	1
1 計画の趣旨	2
2 川越市生涯学習基本計画の位置付け	3
3 計画の期間	3
4 国・県における生涯学習の動向	4
第2章 現状と課題	7
1 社会環境の変化	8
2 川越市の現状	11
3 第三次川越市生涯学習基本計画の進捗状況	16
4 課題	20
第3章 計画の基本方針	21
1 基本理念	22
2 基本目標	23
3 計画の体系	25
第4章 施策の展開	29
基本目標1 多様な学習機会の充実	30
基本目標2 誰もが取り組める生涯学習の実現	38
基本目標3 成果を生かせる環境整備	40
基本目標4 学習施設の充実	42
第5章 計画の推進	45
1 計画の推進体制	46
2 計画の進行管理と評価	46
3 計画の指標	47
資料編	49
1 川越市生涯学習基本計画審議会条例	50
2 川越市生涯学習基本計画審議会委員名簿	51
3 川越市生涯学習推進会議設置要綱	52
4 計画策定の経緯	54

## 第1章

### 川越市生涯学習基本計画の策定について

- 1 計画の趣旨
- 2 川越市生涯学習基本計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 国・県における生涯学習の動向

## 第1章 川越市生涯学習基本計画の策定について

### 1 計画の趣旨

生涯学習とは、一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、家庭教育、学校教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられます。また、人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択し学ぶことができ、その成果が適切に評価される社会を指すものとして「生涯学習社会」という言葉も用いられます。

教育基本法第3条では生涯学習の理念として「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と示されています。

本市は平成11年度から「川越市生涯学習基本構想・基本計画」、平成18年度からは前期、後期に分かれた「第二次川越市生涯学習基本構想・基本計画」、平成28年度からは「第三次川越市生涯学習基本計画」（以下「前計画」という。）により、生涯学習の推進に取り組んできました。

現在「人生100年時代※」の到来などにより社会が大きく変化するなか、個々の価値観や学習ニーズ、学習方法も多様化し、生涯学習に対する要望は一層高まっています。

「第四次川越市生涯学習基本計画」（以下、「本計画」という。）は、これらの社会変化を踏まえ、一人ひとりが生涯を通じて学ぶことのできるよう、多様な学習機会を提供し、学習した成果が適切に評価され、それを生かして様々な分野で活躍できるようにするための仕組みづくりなど、更なる生涯学習の推進に取り組むために、本市の生涯学習計画の新たな指針として策定するものです。

---

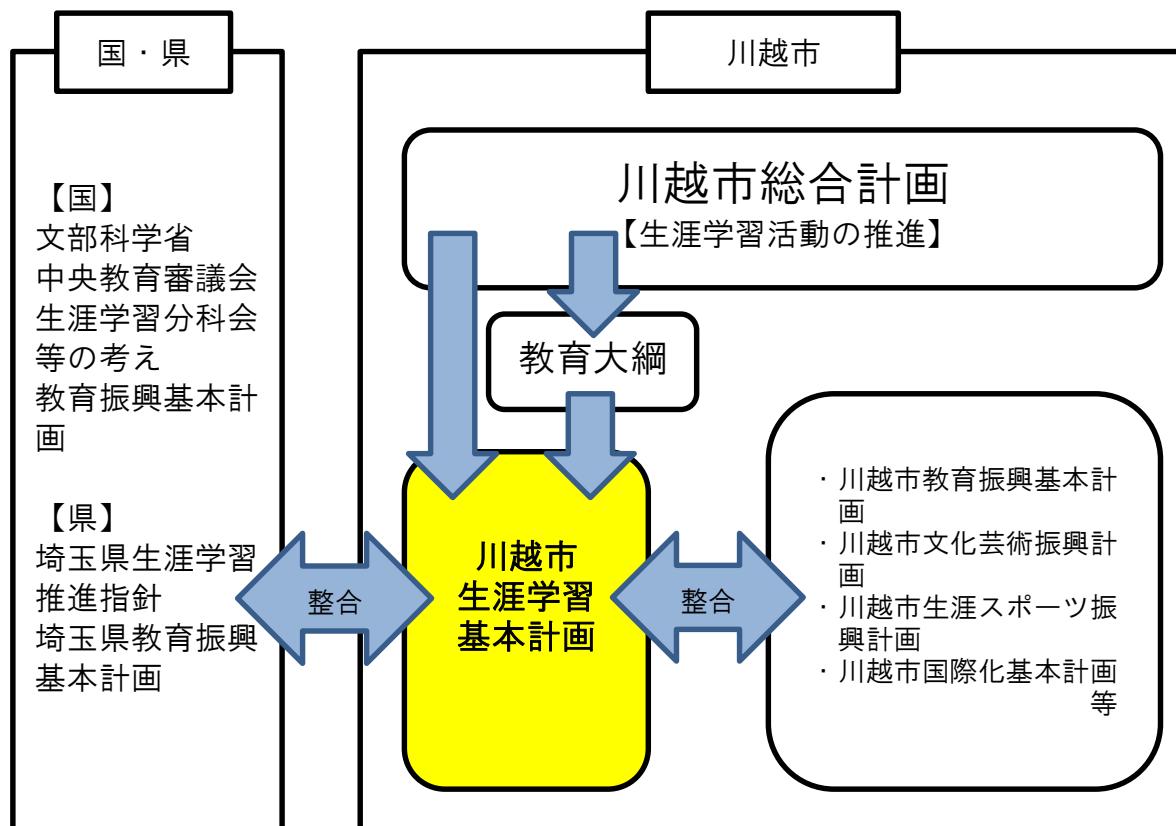
#### 人生100年時代

長寿命化により、100歳まで生きることが当たり前となる時代のことを、英国のリンダ・グラットン氏が長寿時代の生き方を説いた著書「LIFE SHIFT（ライフシフト）」で提言した言葉。

## 2 川越市生涯学習基本計画の位置付け

本計画は、川越市総合計画を上位計画とし、生涯学習活動を推進するための計画です。

また、国や県の計画及び本市の関連計画と整合を持たせた計画とします。



## 3 計画の期間

本計画の期間は令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
第三次川越市生涯学習基本計画					第四次川越市生涯学習基本計画				

## 4 国・県における生涯学習の動向

### (1) 国の動向

国は平成28年6月に「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定し、一億総活躍社会を「女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、いわば全員参加型の社会」としました。

また、「第3期教育振興基本計画」を平成30年6月に閣議決定し、今後の教育政策の基本的な方針として「夢と志を持ち、可能性に挑戦するためには必要となる力を育成する」、「社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する」、「生涯学び、活躍できる環境を整える」、「誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する」、「教育政策推進のための基盤を整備する」の5つを示しました。

更に、文部科学大臣の諮問機関である中央教育審議会<sup>\*</sup>は、平成30年12月に「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」を答申し、地域における社会教育の意義や果たすべき役割について検討し、今後「『社会教育』を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくり」が一層重要であるとしました。

---

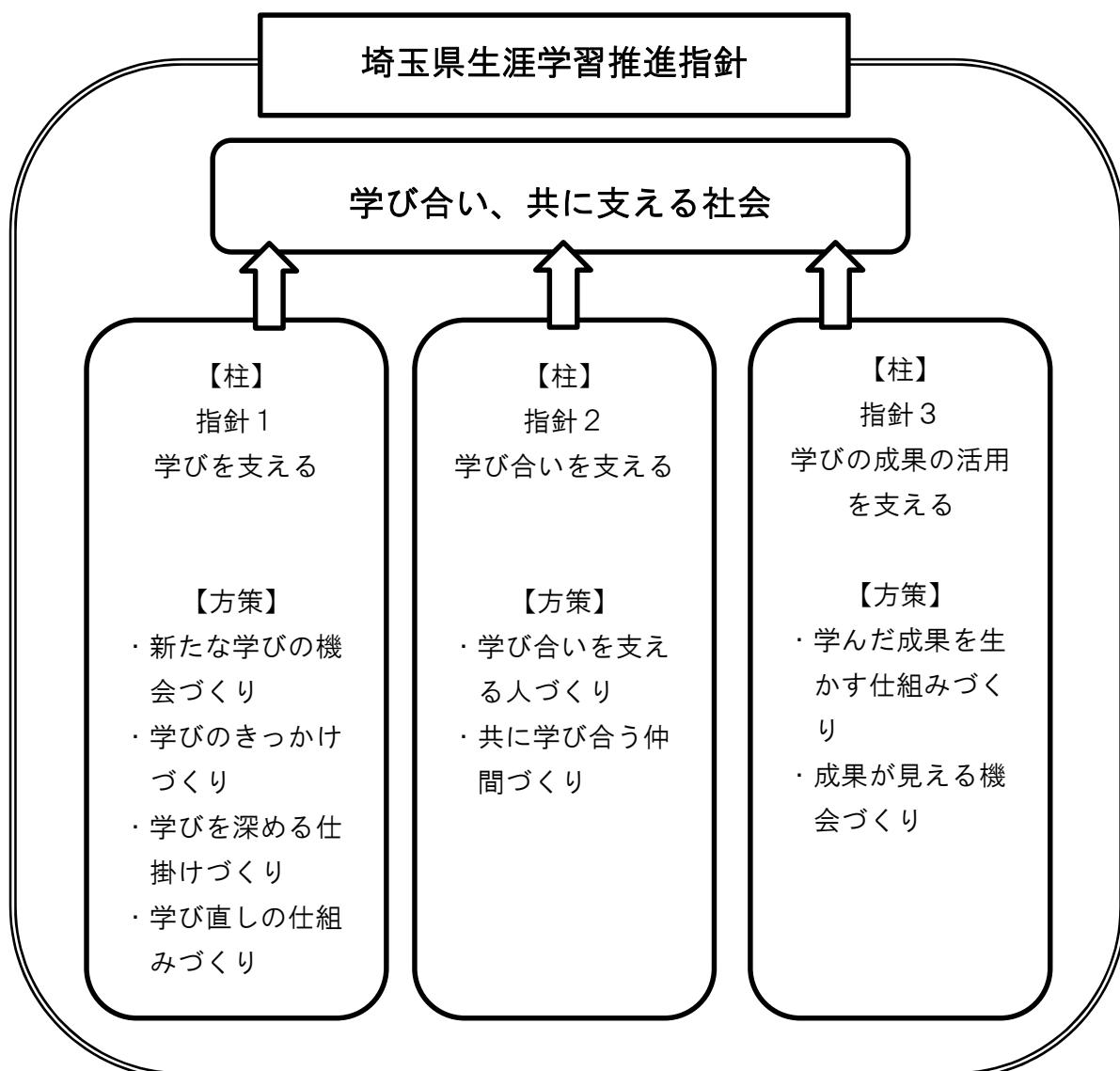
### 中央教育審議会

教育、学術または文化に関する基本的な重要施策について調査審議し、およびこれらの事項に関して文部科学大臣に建議する審査会。

## (2) 県の動向

埼玉県は生涯学習に関して、平成24年度埼玉県生涯学習審議会「埼玉県の生涯学習の推進方策について」の答申を踏まえ、従来の県行政主体の「計画」としてではなく、その方策や重点的に支援する分野等を明らかにする「埼玉県生涯学習推進指針」を平成25年3月に策定しました。

また、「埼玉県5か年計画－希望・活躍・うるおいの埼玉－」を踏まえ、教育行政分野の計画として「第3期埼玉県教育振興基本計画」を令和元年に策定し、「目標Ⅷ 生涯にわたる学びの推進」として「学びを支える環境の整備」、「学びの成果の活用の促進」を施策に掲げています。





## 第2章 現状と課題

- 1 社会環境の変化
- 2 川越市の現状
- 3 第三次川越市生涯学習基本計画の進捗状況
- 4 課題

## 第2章 現状と課題

### 1 社会環境の変化

#### (1) 人生100年時代の到来

「人生100年時代」の到来により、これまでの年齢などで区切られた「教育→仕事→引退」といった一方通行の人生ではなく、マルチステージの人生へと移行していくことが予想されます。また、長寿化に対応した、引退後も多様な学習機会が提供され、学習した成果を生かせる環境の整備が求められます。

また、「人生100年時代」を豊かに生きるためにには若年期の教育、生涯にわたる学習や能力向上も重要となります。

そのため、誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を生かすことのできる環境が求められます。

#### (2) 持続可能な開発目標 (SDGs<sup>※</sup>)

2015年の国連サミットでは、「持続可能な開発目標」(SDGs)が採択され、「地球上の誰一人として取り残されない」をテーマに、持続可能な世界を実現するための169の関連ターゲットを伴う17の目標が定められました。その中では、教育について、全ての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進することとされました。

そのため、様々な困難を抱える人を始め、誰もが取り組める生涯学習の環境整備を図る必要があります。

---

#### SDGs

「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称。2015年9月に国連で開かれたサミットの中で、世界のリーダーによって決められた国際社会共通の目標。

### (3) 外国人住民の増加

令和2(2020)年1月1日現在の日本の在留外国人数は、286万6,715人で、前年末に比べ19万9,516人(7.48%)増加し過去最高となりました。これは日本の総人口の2.28%を占めており、日本社会における外国人の存在感が高まりつつあります。

本市においても、外国人住民は増加しており、本市に住民登録をしている外国人住民は令和2(2020)年1月1日現在8,799人で、川越市民の2.49%を占めていることから、外国人住民の増加に対応するため、多文化共生に関する学習機会の充実を図る必要があります。

### (4) 新しい生活様式への対応

新型コロナウイルス感染症の発生・流行は、「新しい生活様式」など、人々の日常生活のあり様にまで変化を与えようとしています。

そのため、今後は「新しい生活様式」を実践し、安全・安心な、生涯学習を身近に行える学習環境を整える必要があります。

### (5) ライフスタイルや価値観の多様化

人々のライフスタイルや価値観が多様化し、余暇時間を有意義に活用して趣味やスポーツを楽しむ等、物の豊かさよりも心の豊かさを重視した成熟社会へと変化しています。

今後は、市民それぞれのニーズに応じた学習活動を、いつでも、どこでも行える環境作りが求められます。

### (6) 環境問題等の深刻化

現代社会は、環境問題、エネルギー問題、食糧問題等様々な課題に直面しており、市民の関心も高まっています。

今後は、市民一人ひとりがこれらの問題を意識し、理解を深め、具体的な行動に取り組むめるよう、様々な課題に対応した学習機会の創設が求められます。

### (7) 子どもの生活環境の変化

近年、少子化や高齢化、子育て世帯の核家族※化、共働きの家庭の増加、ゲームやパソコン・テレビに依存した生活等を背景に、家族のふれあいの機会や生活体験を積み重ねる機会が減少しています。そのため、子育てについての悩みや不安を多くの家庭が抱え、子どもの社会性や自立心などの発達をめぐる課題等が生じています。

そのため、家庭、地域の教育力の向上と、学校・家庭・地域の連携の推進が必要です。

---

#### 核家族

1組の夫婦と未婚の子どもだけによって構成される家族のこと。

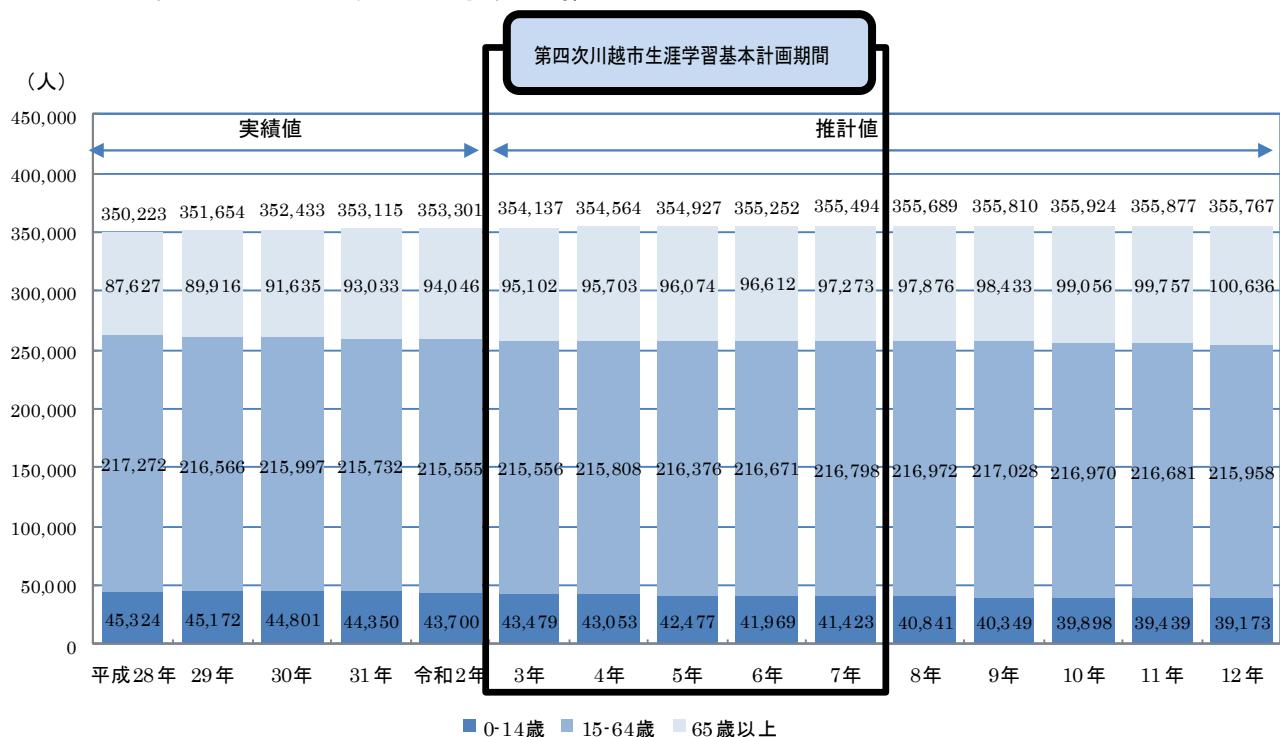
## 2 川越市の現状

### (1) 少子高齢化の進行

本市の人口は令和2（2020）年時点では353,301人ですが、計画が終了する令和7（2025）年には355,494人となり、約2,200人の微増となることが見込まれます。その後、令和10（2028）年を境に人口減少局面に転じることが見込まれます。

また、人口構成の推移をみると14歳以下の年少人口は年々減少し、65歳以上の高齢者人口が増加することが推計されます。

少子高齢化や人口減少が進行していく中で、一人ひとりが可能な限り自立に向けて取り組むとともに、もてる力を最大限発揮し、社会の中で活躍できるよう、生涯学習を推進していくことが求められます。



川越市の人団推計結果（出典：川越市政策企画課調べ）

## (2) 令和元年度川越市文化芸術及び生涯学習に関する意識調査

この生涯学習に関する意識調査は、市民の生涯学習に関する意識と具体的な活動状況について調べ、今後の施策策定の基礎資料とするために実施しました。

- ①今後どのような「生涯学習」をしてみたいと思いますか。（複数回答可）  
 (性別) 回答割合（単位%）

区分	回答者数（件）	趣味的なもの	教養的なもの	健康・スポーツ	家庭生活に役立つ技能	育児・教育	職業上必要な知識・技能	なパソコンの知識・技能・インターネット	めボランティア活動や能そのた	体験活動や生活体験などの	その他の活動	学習をしたいとは思わない	わからない	無回答
男性	575	37.7	30.4	49.6	15.3	4.3	18.6	23.7	13.9	15.5	1.2	5.7	6.3	6.6
女性	732	50.0	28.4	50.0	33.1	11.2	15.6	20.4	13.1	15.6	0.5	4.5	5.3	6.4
その他／答えたくない	7	28.6	—	14.3	—	14.3	14.3	14.3	—	—	—	14.3	42.9	—

- (年代別) 回答割合（単位%）

区分	回答者数（件）	趣味的なもの	教養的なもの	健康・スポーツ	家庭生活に役立つ技能	育児・教育	職業上必要な知識・技能	なパソコンの知識・技能・インターネット	めボランティア活動や能そのた	体験活動や生活体験などの	その他の活動	学習をしたいとは思わない	わからない	無回答
18・19歳	8	62.5	25.0	62.5	37.5	12.5	37.5	37.5	25.0	37.5	—	—	—	—
20～29歳	103	55.3	29.1	59.2	43.7	21.4	33.0	27.2	9.7	18.4	—	1.0	4.9	2.9
30～39歳	189	46.0	30.2	45.0	33.9	22.8	33.3	24.3	10.6	26.5	1.6	2.1	3.2	4.8
40～49歳	231	51.5	31.6	52.8	26.4	12.1	24.7	23.4	14.7	16.5	0.9	3.9	6.5	2.2
50～59歳	191	45.5	35.6	53.4	21.5	4.2	20.4	23.6	16.2	19.9	0.5	2.6	4.2	5.2
60～69歳	251	43.0	29.9	49.8	24.3	1.2	6.0	21.9	14.7	12.4	0.4	6.8	8.0	5.6
70歳以上	337	35.3	22.6	44.2	15.7	0.6	3.3	16.3	12.2	6.2	1.2	9.2	7.1	13.1

性別で見ると、男性に比べ、女性で「趣味的なもの」「家庭生活で役立つ技能」「育児・教育」の割合が高くなっています。

年代別で見ると、他の年代に比べ、20～29歳で「趣味的なもの」「健康・スポーツ」「家庭生活に役立つ技能」の割合が、20～29歳、30～39歳で「育児・教育」「職業上必要な知識・技能」の割合が高くなっています。

性別、年代別のいずれも「健康・スポーツ」「趣味的なもの」の割合が多く、心身共に健康で生きがいを持って生活したいとの意向が読み取れます。また、どの項目も一定の割合を示していることから、価値観の多様化や様々な学習ニーズが求められていることが分かります。

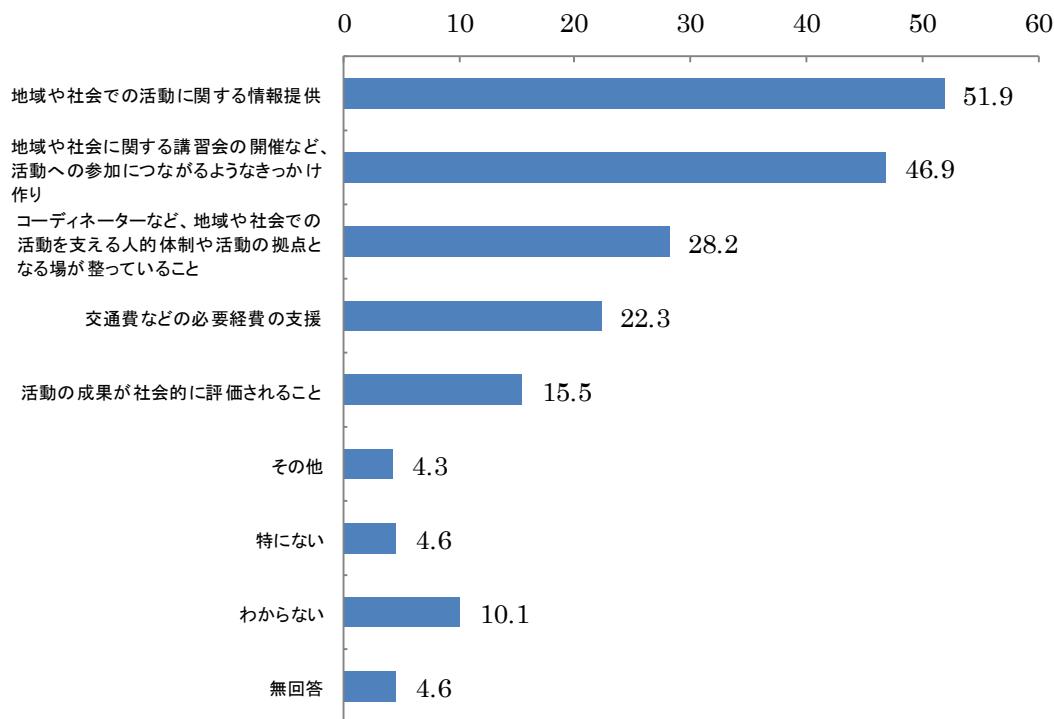
ライフスタイルや個人の生き方、価値観が多様化しており、生涯を通じて健康で生きがいのある人生を送るため、様々な学習機会の充実が求められています。

今後も引き続き、市民一人ひとりが生涯学習を通じて心身共に健康で生きがいを持って生活できるよう、各課題やニーズに応じた多様な学習機会が求められます。

②多くの人が地域や社会での活動に参加するようになるためには、どのようなことが必要だと思いますか。（複数回答可）

回答数＝1,338

回答割合（単位%）



「地域や社会での活動に関する情報提供」の割合が51.9%と最も高く、次いで「地域や社会に関する講習会の開催など、活動への参加につながるきっかけ作り」の割合が46.9%となっています。

多くの人が地域や社会での活動に参加するためには、市民と行政と関係機関が連携し、事業等を推進していく必要があります。

そのためには地域や社会での活動に関する情報提供や参加につながるきっかけづくりが重要となります。

今後は、より多くの市民に生涯学習活動に取り組んでもらえるよう、市民と行政が連携した事業の推進を図り、インターネット等の情報発信ツールを活用した積極的な「情報提供」と「活動への参加につながるきっかけづくり」に努める必要があります。

③市民活動・生涯学習施設（ウェスタ川越2階）にどのような運営・役割を期待します。

回答数=1,338

項目	回答割合
活動室・会議室などの貸出	6. 1%
多様な生涯学習講座の実施	22. 9%
学習講座やイベント情報の提供	13. 8%
利用者への相談支援業務	3. 3%
打ち合わせスペースの提供	1. 2%
その他	1. 6%
特に期待することはない	9. 1%
施設があることを知らない	20. 3%
無回答	21. 7%

「多様な生涯学習講座の実施」の割合が22.9%ともっとも高く、次いで「施設があることを知らない」の割合が20.3%となっています。

誰もが利用しやすい学習環境をつくるには、生涯学習関連施設の更なる魅力の向上と、市民へのPRが必要です。そのため、市民の期待や希望する講座の実施や、施設の運営、情報の発信が求められます。

今後は、新しい生活様式を実践しながら、生涯学習を身近に行える学習施設を目指します。

### 3 第三次川越市生涯学習基本計画の進捗状況

第三次川越市生涯学習基本計画では、達成状況を4つの基本目標ごとに具体的な指標を2つずつ設定しました。

#### ①基本目標「生涯学習を推進する体制の充実」

指標	単位	実績値 H28年度	実績値 H29年度	実績値 H30年度	実績値 R元年度	目標値 R2年度
提案型協働事業補助金※応募件数（提案型協働事業の年間の応募件数）	件	11	12	8	11	17
市民講座※開催数（市民講座の年間開催数）	件	48	44	49	47	53

ライフスタイルや価値観の多様化を背景に、学習内容や方法、活動時間帯等市民の学習ニーズも多様化しており、市民一人ひとりが自分にあった学習を選択できる環境づくりが必要です。

そのため、前計画では地域の教育機関との更なる連携の強化を図り、学びやすい環境を整え、学んだ成果を生かす場の提供等の生涯学習の推進に努めました。

基本目標「生涯学習を推進する体制の充実」の指標「提案型協働事業補助金応募件数」、「市民講座開催数」は、安定した実績値となりましたが、両事業とも目標値には届きませんでした。そのため、今後も引き続き情報提供等を行い、応募件数、開催数の増加を図る必要があります。

#### 提案型協働事業補助金

市民活動団体等が地域のさまざまな課題を解決するために、主体的に取り組む協働事業に対して、協働によるまちづくりを推進するためにかかる経費の一部を補助する制度。

#### 市民講座

川越市と市民との協働で開催する市民による市民のための講座。この市民講座は、市民（講座主宰者）が企画・運営する講座で、川越市は会場の手配と受講者の募集等を行っている。また、市民が学習した成果を生かす役割を担っている。

## ②基本目標「家庭や地域の教育力向上」

指標	単位	実績値 H28 年度	実績値 H29 年度	実績値 H30 年度	実績値 R 元年度	目標値 R2 年度
子どもサポート事業※への参加人数（市内14地区の子どもサポート事業への年間参加者数）	人	50,841	43,368	40,989	37,690	33,330
公開講座等の講座数（公民館登録グループ※の公開講座等の講座数）	件	237	256	226	247	300

子どもの「生きる力」は、多様な人々と関わり、多様な場で、様々な経験を重ねていく中で育まれるものです。

しかしながら、価値観やライフスタイルが多様化し、社会が急速に変化する中で、家庭や地域での教育が困難になっていると指摘されている現在、コミュニティの再構築を通じて、子どもの学びを支える必要があります。

そのため、前計画では学校・家庭・地域の連携を進めると同時に、地域ぐるみの教育活動を支援することにより、家庭や地域の教育力向上に努めました。

基本目標「家庭や地域の教育力向上」の指標「公開講座の講座数」は目標値には届いておりませんので、今後も引き続き「地域の教育力の向上のための事業」を各公民館で実施する必要があります。

### 子どもサポート事業

子どもたちの豊かな人間性や社会性など「生きる力」を育むため、家庭、学校、地域及び社会教育施設が連携・協力し、人と人とのネットワークを構築しながら、地域ぐるみで子どもたちを育てる体制を作ることを目的とする事業。市内を14地区に分け、地域の特色を生かした様々な体験活動を提供する「地域子ども応援団活動」と学校教育を支援する「学校応援団活動」を大きな二つの柱として取り組む事業。

### 公民館登録グループ

川越市公民館グループ育成要綱に基づき、公民館の目的に沿い、登録されたグループ。

## ③基本目標「ライフステージ※、社会変化に応じた学習機会の充実」

指標	単位	実績値 H28 年度	実績値 H29 年度	実績値 H30 年度	実績値 R 元年度	目標値 R2 年度
協働による文化芸術事業件数（文化芸術団体等との協働による文化芸術事業年間件数）	件	9	8	11	10	10
国際理解講座等の年間延べ受講者数（国際交流センターでの国際理解講座、日本語ボランティア養成講座等の人材育成講座の年間受講者延べ人数）	人	1,861	2,340	1,746	1,524	1,500

生涯にわたっていきいきと充実した生活を送るためには、人生の各時期において、発達段階に合わせて学ぶことが必要です。また、現代社会は急速に複雑化しており、様々な現代的課題に応じた対策や学習が必要となります。

そのため、前計画では市民一人ひとりが生涯学習を通じて心身ともに健康で生きがいを持って生活できるよう、各課題やニーズに応じた学習機会の充実に努めました。

前計画の基本目標「ライフステージ、社会変化に応じた学習機会の充実」の指標「協働による文化芸術事業件数」の実績値は順調に推移していますが、「国際理解講座等の年間延べ受講者数」の実績値は減少傾向のため、多文化共生に関する講座の充実を図る必要があります。

**ライフステージ**

人間の一生における児童期、青年期、成人期、高齢期などのそれぞれの時期。

#### ④基本目標「身近な学習施設の整備・充実」

指標	単位	実績値 H28 年度	実績値 H29 年度	実績値 H30 年度	実績値 R 元年度	目標値 R2 年度
文化施設の利用者数（やまぶき会館・西文化会館・南文化会館・川越駅東口多目的ホールの年間利用者数）	人	301, 354	280, 134	282, 212	262, 100	321, 000
市立図書館での市民一人当たりの貸出数（市立図書館での市民一人当たりの年間貸出数）	冊・点	4. 76	4. 63	4. 58	4. 35	5. 17

生涯学習の推進において、学習施設の充実を図り、各生涯学習関連施設間の連携を整えることは不可欠です。

そのため、前計画では各生涯学習関連施設において実施する講座やイベントの充実を図ることで、多様化する市民の学習ニーズに応えるとともに、市民の自主的な活動の支援を行い、市民の身近な学習施設の充実に努めました。

前計画の基本目標「身近な学習施設の整備・充実」の指標「文化施設の利用者数」、「市立図書館での市民一人当たりの貸出数」は、目標値に届いていないことから、今後も引き続き身近な学習施設を充実させる必要があります。

#### 4 課題

社会環境の変化、川越市の現状から得られた本市の生涯学習にかかる課題は次のように整理されます。

- 1 多様化する学習ニーズに対応した学習機会の整備
- 2 家庭や地域の教育力の向上
- 3 誰もが取り組める生涯学習の環境整備
- 4 積極的な情報提供ときっかけづくり
- 5 生涯学習関連施設の周知と魅力づくり

## 第3章 計画の基本方針

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 計画の体系

## 第3章 計画の基本方針

### 1 基本理念

本市は、「第四次川越市総合計画」の生涯学習の分野において、「市民一人ひとりが生涯を通じて学習することができ、その成果を生かすことができる社会の実現を図ること。」を目的としています。

それを踏まえ「第三次川越市生涯学習基本計画」では基本理念を「市民一人ひとりが学び、つながり、成果を生かす生涯学習」と設定しました。

「第四次川越市生涯学習基本計画」では、前計画で掲げた基本理念を踏襲し、経済的・社会的な事情に関わらず、市民誰もが自主的・自発的に生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を適切に生かせる環境を目指し、基本理念を「市民誰もが学び、取り組み、成果を生かせる生涯学習」と設定します。

### 基 本 理 念

市民誰もが学び、取り組み、  
成果を生かせる生涯学習

## 2 基本目標

本市の生涯学習活動の推進に向けて、次の4つの基本目標を設定します。

### (1) 多様な学習機会の充実

人生100年時代の到来により、リカレント教育※をはじめとして、今後はますます多様な生涯学習のニーズが望まれます。そのため、ライフステージごとの学習機会の充実を図り、市民一人ひとりが自分に合った学習を選択できる環境を整備することが必要です。

そのため、学校・家庭・地域の連携をとりながら、市民の学習ニーズに対応すべく、多様な学習機会の整備を図ります。

### (2) 誰もが取り組める生涯学習の実現

一人ひとりが充実した豊かな人生を送るうえで必要な学習機会は、経済的・社会的な事情に関わらず誰もが等しく与えられるべきです。2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」(SDGs)では、教育について、全ての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進することとされました。

そのため、誰もが生涯学習に取り組める体制の充実を図ります。

### (3) 成果を生かせる環境整備

教育基本法第3条の生涯学習の基本理念の中では「成果を適切に生かすことのできる社会の実現」を求めていきます。

そのため、市民が学習した成果や職業人として培ってきた知識、技術、経験を地域で生かすことができる仕組みの充実を図ります。

---

#### リカレント教育

「学び直し」の意味で使われることが多い。経済協力開発機構（O E C D）の内部機関である教育研究革新センター（C E R I）が提唱して普及するにいたった概念で、社会に出てからも教育・訓練機関に戻って教育を継続することを可能にすること。

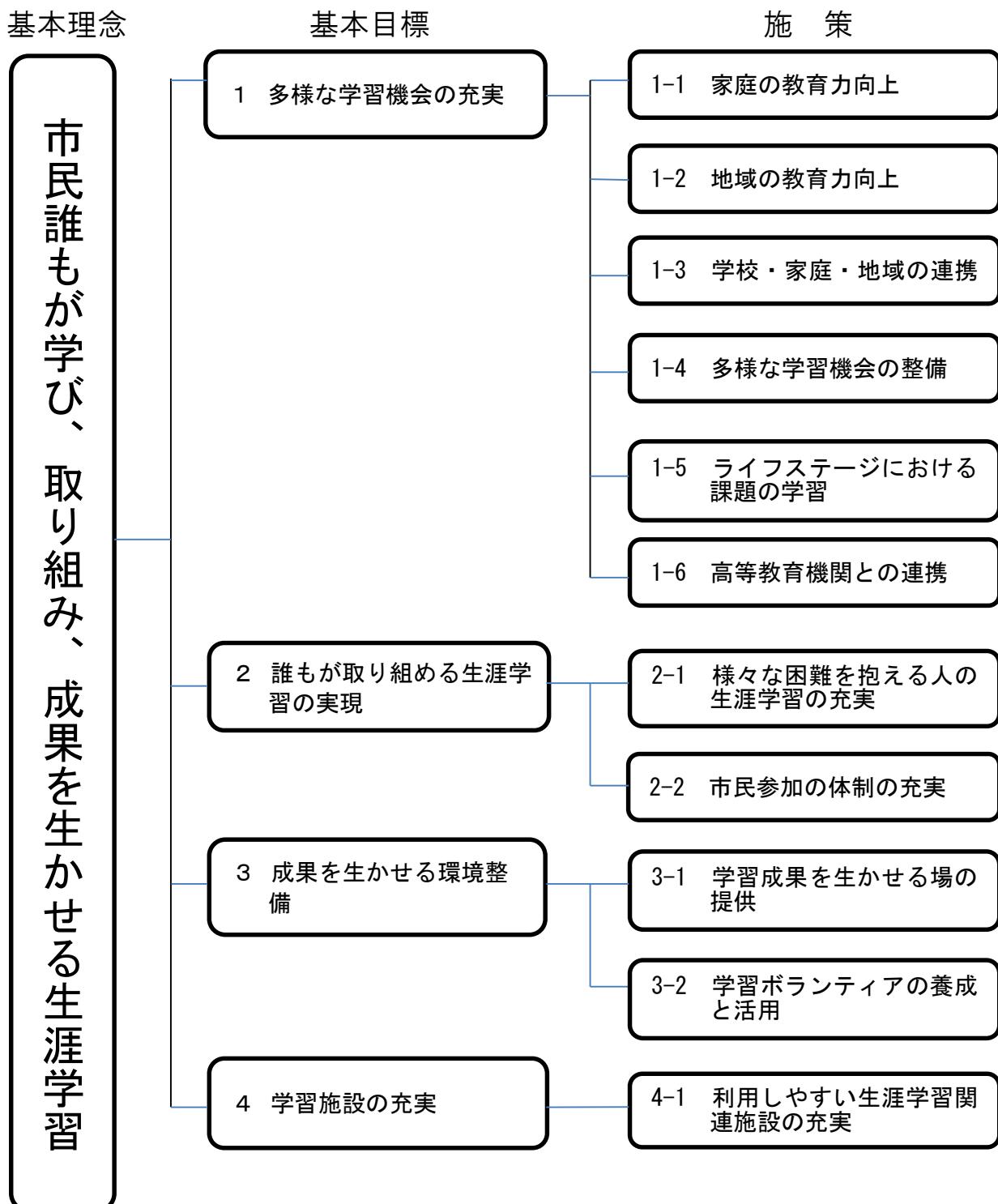
#### (4) 学習施設の充実

市民の能動的・自発的な学習活動を推進させるためには、市民にとって利用しやすい学習施設の整備・充実を図る必要があります。

そのために、市民ニーズに応じた講座やイベントを各生涯学習関連施設において実施し、情報発信を行うとともに、老朽化対策や感染症対策を行いながら、利用しやすい施設の充実に努めます。

### 3 計画の体系

本計画の体系は、以下に示すとおりです



## 基本目標1 多様な学習機会の充実

施 策	細 施 策
1－1 家庭の教育力向上	①家庭教育の支援
1－2 地域の教育力向上	①社会教育関係団体への支援 ②地域の教育活動への支援
1－3 学校・家庭・地域の連携推進	①学校・家庭・地域の連携推進
1－4 多様な学習機会の整備	①文化芸術活動の充実 ②郷土の歴史・文化の学習機会の充実 ③生涯スポーツの推進 ④健康づくりを支援する活動の充実 ⑤多文化共生に関する学習の充実 ⑥男女共同参画に関する学習の充実 ⑦生活環境に関する学習機会の充実 ⑧情報化社会に関する学習機会の充実 ⑨人権教育・啓発の推進
1－5 ライフステージにおける課題の学習	①乳幼児期の学習機会の充実 ②青少年期の学習機会の充実 ③成人期の学習機会の充実 ④高齢期の学習機会の充実
1－6 高等教育機関との連携	①高等教育機関との連携

## 基本目標2 誰もが取り組める生涯学習の実現

施 策	細 施 策
2－1 様々な困難を抱える人の生涯学習の充実	①高齢者・障害者の生涯学習の充実 ②高齢者・障害者の支援者のための生涯学習の充実 ③困難を抱える人等の生涯学習の充実
2－2 市民参加の体制の充実	①学習ニーズの把握 ②生涯学習情報の提供 ③市民・民間事業者との協働・連携

**基本目標3 成果を生かせる環境整備**

施 策	細 施 策
3－1 学習成果を生かせる場の提供	①市民講座の充実 ②発表の場の提供
3－2 学習ボランティアの養成と活用	①学習ボランティアの養成と活用

**基本目標4 学習施設の充実**

施 策	細 施 策
4－1 利用しやすい生涯学習関連施設の充実	①市民活動・生涯学習、文化施設の充実 ②公民館の充実 ③市立図書館の充実 ④市立美術館の充実 ⑤市立博物館の充実 ⑥児童館の充実 ⑦地域ふれあいセンターの充実



## 第4章 施策の展開

- 基本目標1 多様な学習機会の充実
- 基本目標2 誰もが取り組める生涯学習の実現
- 基本目標3 成果を生かせる環境整備
- 基本目標4 学習施設の充実

## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 多様な学習機会の充実

#### 1－1 家庭の教育力向上

家庭教育は全ての教育の出発点であり、子どもが、家族の触れ合いを通じて基本的な生活習慣や生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやり、基本的な倫理観、自尊心や自立心、社会的なマナーなどを身につけていく上で重要な役割を果たします。そのため保護者に対して学習することの重要性を啓発し、家庭教育力の向上を図ることが重要となります。

#### 【細施策】

##### ①家庭教育の支援

- ・保護者等に家庭教育に関する学習の機会を提供します。（文化芸術振興課）
- ・地域ごとに子育て支援体制を整備し、子育て中の親子を対象とした交流の場を提供し、子育てに関する相談、情報提供、講習を実施します。（こども育成課）
- ・健全な親子関係を構築し、子育ての不安を緩和するため、講座を開催します。（こども家庭課）

## 1－2 地域の教育力向上

地域にはそれぞれ歴史があり、慣習があり、神社やお寺、公園、公民館や学校などの施設、行事などがあります。地域の人、団体、物、これらはすべて、何らかの形で、子どもたちの教育資源となりうるものです。

そのため、地域の人と人とのつながりを深めながら、子どもたちが地域に愛着を持ち、地域の良さに気づくような活動を支援することや、体験する機会を創出することが必要となります。

### 【細施策】

#### ①社会教育関係団体への支援

- ・川越市PTA連合会、川越市子ども会育成団体連絡協議会及び各校区子ども会育成団体やジュニアリーダースクラブ※への支援を行います。（地域教育支援課）

#### ②地域の教育活動への支援

- ・地域の教育活動を推進するため、公民館登録グループを支援するとともに、公民館登録グループと協力し公開講座を開催します。（中央公民館）
- ・市民活動団体等を対象とした講座を実施します。（地域づくり推進課）

---

#### ジュニアリーダースクラブ

子ども会におけるレクゲームなどを指導する中学生及び高校生の団体。

### 1－3 学校・家庭・地域の連携推進

近年、子育て世帯の核家族化や地域とのつながりの希薄化など、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しており、多様化・複雑化するニーズに対応することが困難となっています。

こうした状況の中、子どもたちの社会教育をより充実させるためには、学校と家庭と地域の連携が重要です。

#### 【細施策】

##### ①学校・家庭・地域の連携推進

- ・子どもたちの豊かな人間性や社会性等「生きる力」を育むため、学校、家庭、地域及び社会教育施設が連携・協力し、人と人とのネットワークの構築を図りながら、地域の特色を生かした体験活動や学校応援団活動※等、地域ぐるみで子どもたちを育てる取組の充実に努めます。(地域教育支援課)
- ・青少年の健全育成を図るために、地域での研修の実施を支援します。  
(こども育成課)
- ・安全・安心な子どもの活動拠点を設け、多様な体験・活動を行うことができるよう検討を進めます。(地域教育支援課)
- ・市民の活動と連携した子どもの居場所づくりの推進を図ります。(こども育成課)

---

#### 学校応援団活動

学校における学習活動、安心・安全確保、環境整備などについてボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動のこと。

## 1－4 多様な学習機会の整備

市民の価値観やライフスタイルが多様化する中で、文化、芸術、歴史、スポーツ、健康づくり等、様々な分野において市民の学習ニーズも多様化しています。

また、多文化共生※、男女共同参画、環境、情報化、人権などの現代的な課題に応じた学習機会も求められます。

そのため、市民の学習ニーズに応えるよう、多様な学習機会の整備を図ります。

### 【細施策】

#### ①文化芸術活動の充実

- ・文化芸術の鑑賞機会を提供することで、文化芸術への関心や理解の向上を図ります。（文化芸術振興課）

#### ②郷土の歴史・文化の学習機会の充実

- ・国民の財産である文化財の価値を市民に周知し理解を深めるために、文化財保護意識の啓発に努めます。（文化財保護課）

#### ③生涯スポーツの推進

- ・地域のスポーツ活動をより身近な施設で行っていくために、多くの市民がスポーツに親しむ場を提供します。（スポーツ振興課）
- ・誰もが、いつでも、楽しくスポーツ活動に取り組むことができるよう、総合型地域スポーツクラブ※の設置や自立を支援します。（スポーツ振興課）

---

### 多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

### 総合型地域スポーツクラブ

子どもから高齢者まで、さまざまなスポーツを愛好する人々が、誰もが参加できるという主旨で、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。

④健康づくりを支援する活動の充実

- ・健康に関する講座を開催するとともに、健康相談を実施します。(健康づくり支援課)

⑤多文化共生に関する学習の充実

- ・様々な国や地域の言語や歴史、文化等を学べる講座を開講することで、多文化共生に関する意識を高めていきます。(国際文化交流課)

⑥男女共同参画に関する学習の充実

- ・男女共同参画推進施設※において、男女共同参画意識啓発のための講座や就労支援講座等の各種講座を実施します。(男女共同参画課)

⑦生活環境に関する学習機会の充実

- ・身近な体験活動を通じて、環境保全の意欲を増進し、具体的な行動を促す体験型環境学習の機会の充実を図ります。(環境政策課)
- ・市民を対象にした消費生活講座を実施するとともに、情報の提供、講師の派遣等を行い、自立した消費者を育成します。(広聴課)
- ・農のある生活を楽しめるよう、農業体験等の事業を開催します。
- ・感染症対策に関する学習機会の充実や啓発に努めます。(文化芸術振興課)

---

**男女共同参画推進施設**

男女が共に自立し、あらゆる分野に対等に参画できるよう支援を行っていく、ウェスタ川越3階にある男女共同参画推進のための拠点施設。

## ⑧情報化社会に関する学習機会の充実

- ・情報弱者※となる可能性のある人に対し、情報化社会に対応するための初心者向け講座を開催する。（中央公民館）
- ・高度化した情報社会に対応するため、日常生活や就業に活用できる実践的な講座を実施します。（文化芸術振興課）

## ⑨人権教育・啓発の推進

- ・市民等が人権問題について正しく理解し認識を深められるよう、人権啓発※活動の充実に努めます。（人権推進課）
- ・様々な人権問題について学ぶ場を提供します。（中央公民館）
- ・様々な人権問題について正しく理解するとともに、人権を尊重する教育の推進を図ることができるよう、学校等の教職員、公共施設職員、PTA役員等を対象に研修会を開催します。（地域教育支援課）

---

### 情報弱者

様々な理由から、パソコンやインターネットの利用に困難を抱える人のこと。

### 人権啓発

国民の間に人権尊重の理念を普及させ、それに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動で人権教育を除いたもの。

## 1－5 ライフステージにおける課題の学習

生涯にわたっていきいきと充実した生活を送るためには、乳幼児期、青少年期、成人期、高齢期といったライフステージに応じた様々な学びが必要となります。

それぞれのライフステージのニーズを踏まえ、課題や学習方法等を検討し、最も参加しやすい内容や日時、場所等を設定し、講座やイベントを開催します。

### 【細施策】

#### ①乳幼児期の学習機会の充実

- ・子育て中の保護者を対象に、育児に関する情報や親子で楽しむプログラムを提供する講座等を開催し、乳幼児を健やかに育む機会を提供します。（中央公民館）

#### ②青少年期の学習機会の充実

- ・生きる力を高め、興味関心に応じた学びの場を提供することで感性や社会性、公共性を育むことができるよう体験学習を実施します。（中央公民館）

#### ③成人期の学習機会の充実

- ・生きがいを持って生活するための多様な講座を開催し、生涯にわたって学ぶ機会を提供します。（中央公民館）

#### ④高齢期の学習機会の充実

- ・高齢者が自ら意欲を持って学び、健康で生きがいのある毎日を過ごすための多様な講座を開催します。（中央公民館）

## 1－6 高等教育機関との連携

市民の高度で体系的な生涯学習意欲に応えるために、市内4大学※及び女子栄養大学と連携し、各大学の特徴を生かした講座の開催を図ります。また、市民のリカレント教育拡充の場を提供します。

### 【細施策】

#### ①高等教育機関との連携

- ・ 地域社会の発展と人材育成に寄与するための連携体制を整えます。  
また、教育、文化、まちづくり等の分野において市内の大学等と協力します。（文化芸術振興課）
- ・ 市内4大学※等の教育機関との連携により、各大学の特徴を生かした講座を開催し、高度で体系的な生涯学習の機会の拡充を図ります。  
(文化芸術振興課)

---

### 市内4大学

東洋大学、東京国際大学、東邦音楽大学、尚美学園大学の4大学。

## 基本目標2 誰もが取り組める生涯学習の実現

### 2-1 様々な困難を抱える人の生涯学習の充実

高齢者や、障害のある人など様々な困難を抱える人が、地域社会の中で多様な学習活動に参加するためには、学習活動の充実とともに、ボランティア等の支援者のサポート体制が必要となります。

そのため、様々な困難を抱える人をはじめ、支援者養成の取組等を行い、誰もが生涯学習に取り組める体制の充実を図ります。

#### 【細施策】

##### ①高齢者・障害者の生涯学習の充実

- ・高齢者や、障害のある人に対し、スポーツ活動や文化芸術活動に関する講座を開催し、生きがいづくり、健康増進等を促進します。(障害者福祉課)
- ・障害のある人に対し、スポーツの機会を提供し、社会活動への参加と自立を促進します。(障害者福祉課)
- ・地域の高齢者を対象とした介護予防に関する講演会を開催します。(地域包括ケア推進課)

##### ②高齢者・障害者の支援者のための生涯学習の充実

- ・市民に対して手話や聴覚障害者の生活について学ぶ機会を提供します。また、手話通訳者、要約筆記者を養成する学習機会を提供します。(障害者福祉課)
- ・認知症について、正しい理解や知識の普及啓発を行い、地域の認知症の人やその家族の支援者を養成します。(地域包括ケア推進課)

##### ③困難を抱える人等の生涯学習の充実

- ・生活困窮者（生活保護世帯を含む）の子どもに対して、居場所づくりを中心に、学習支援を行います。(生活福祉課)
- ・児童扶養手当の支給を受けている家庭の中学生を対象に、学習支援を行います。(こども家庭課)
- ・外国籍市民向けに日本語教室を行います。(国際文化交流課)

## 2－2 市民参加の体制の充実

令和元年度の生涯学習に関する調査では、多くの市民が地域や社会での活動に参加するためには「情報提供」と「きっかけ作り」が必要と回答しています。

そのため、市民の学習ニーズを把握し、広報やホームページ等多様な方法で市民が必要としている情報の提供に努めます。

また、市民と行政と関係機関が連携し、事業等を推進するため、市民の協力や参画を進める体制の充実を図ります。

### 【細施策】

#### ①学習ニーズの把握

- ・市民意識調査や講座受講後の満足度調査等、各種アンケートの調査活動を実施し、市民の学習ニーズの把握に努めます。（文化芸術振興課）

#### ②生涯学習情報の提供

- ・生涯学習講座等の情報について、川越市広報、ホームページ、イベント等を活用して、積極的な情報提供に努めます。（文化芸術振興課）

#### ③市民・民間事業者との協働・連携

- ・市民と行政との協働を効果的に達成するため、「協働推進事業制度」である提案型協働事業を積極的に推進します。（地域づくり推進課）
- ・文化芸術活動を行う市民の発表機会の充実を図ります。（文化芸術振興課）
- ・生涯学習を推進するため、カルチャーセンターやスポーツクラブ等の民間事業者との連携を検討します。（スポーツ振興課）

### 基本目標3 成果を生かせる環境整備

#### 3－1 学習成果を生かせる場の提供

学習者にとって、日ごろの学習活動の成果を発表したり、地域に還元することは大きな喜びにつながります。そのため市民が学習活動を通じて身につけた知識や、職業人として培ってきた技能などの成果を発表する機会の拡充や、地域で生かすことのできる講座の企画運営を推進します。

##### 【細施策】

###### ①市民講座の充実

- ・市民が学習した成果や、職業人として培ってきた知識や技術を、地域で生かすことができる講座の企画運営を推進します。（文化芸術振興課）

###### ②発表の場の提供

- ・市民の文化芸術活動の成果を発表する場の充実を図ります。（文化芸術振興課）

### 3－2 学習ボランティアの養成と活用

地域社会で学習ボランティア活動ができる方を養成、支援し、積極的な人材活動の促進を図ります。

#### 【細施策】

##### ①学習ボランティアの養成と活用

- ・生涯学習ボランティアとして、学習支援活動のできる人材を養成する講座等を行います。（文化芸術振興課）
- ・外国籍市民に対して、日本語を指導するボランティア人材を育成するための講座を開催します。（国際文化交流課）

## 基本目標4 学習施設の充実

### 4－1 利用しやすい生涯学習関連施設の充実

当市にはウェスタ川越内に開設した市民活動・生涯学習施設をはじめ、公民館等、様々な生涯学習関連施設があり、市民の生涯学習の場となってています。

各施設が、充分な感染症対策を行ったうえで、積極的に利用されるよう、利用者のニーズの把握や、運営方法の改善を図るなど、利用しやすい施設の充実に努めます。

#### 【細施策】

##### ①市民活動・生涯学習、文化施設の充実

- ・市民が利用しやすい市民活動・生涯学習施設の運営管理に努めます。また、利用促進のため、学習機会の提供の充実に努めます。（文化芸術振興課）
- ・市民の身近な鑑賞、発表、活動の場として、文化施設の充実を図ります。（文化芸術振興課）

##### ②公民館の充実

- ・市民の多様な学習機会の充実を図っていくとともに、地域の学習拠点としての機能を発揮するため、公民館施設の修繕や施設設備の更新を行い、誰もが利用しやすい快適な施設環境を提供します。（中央公民館）

##### ③市立図書館の充実

- ・各分野の資料や、学習・研究情報を提供するサービスの充実を図ります。（中央図書館）

##### ④市立美術館の充実

- ・市民が親しみやすい展覧会の実施や体験型のイベント等を企画し、市立美術館の利用機会の向上を図ります。（美術館）

##### ⑤市立博物館の充実

- ・市民の多様な学習活動に対応できるよう、講座や教室等の充実を図ります。（博物館）

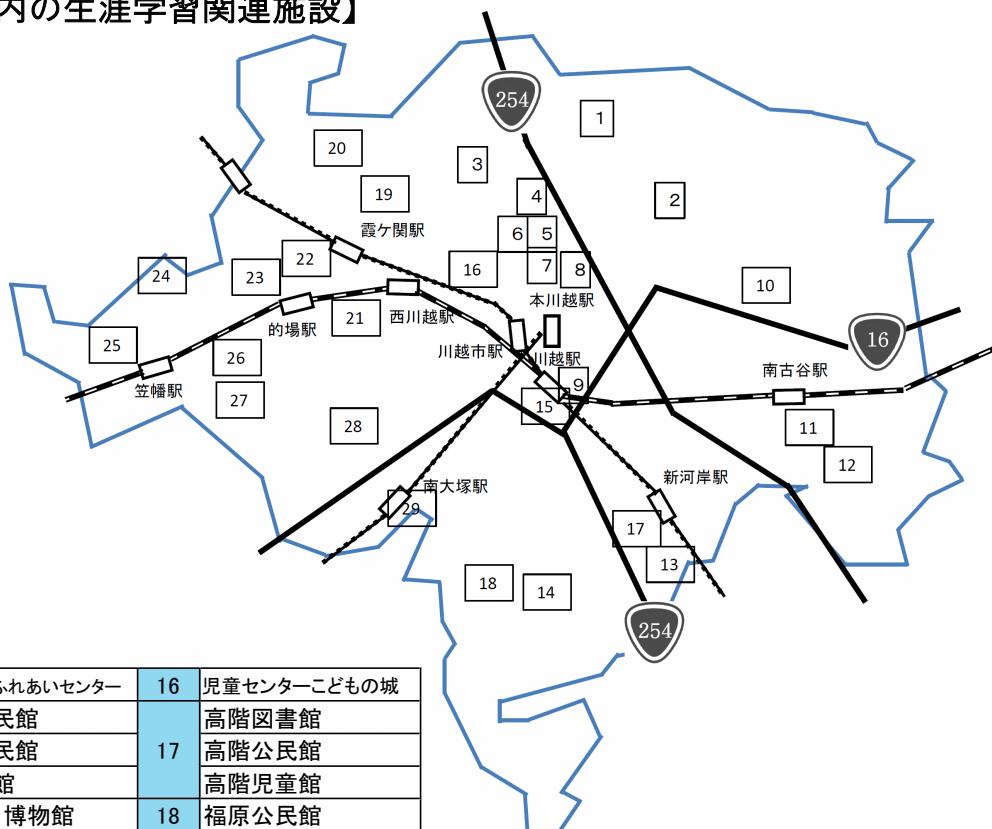
## ⑥児童館の充実

- ・ボランティアや市民団体等と連携し、世代間交流を図りつつ豊かな感性や情緒を育む事業を推進します。（こども育成課）

## ⑦地域ふれあいセンターの充実

- ・地域住民に文化活動及び学習の場を提供することにより、市民の相互交流を促進し、市民文化の向上及びコミュニティ意識の醸成を図るため、地域ふれあいセンターの充実を図ります。（地域づくり推進課）

【川越市内の生涯学習関連施設】



1	北部地域ふれあいセンター	16	児童センターこどもの城
2	芳野公民館	17	高階図書館
3	山田公民館		高階公民館
4	北公民館		高階児童館
5	美術館・博物館	18	福原公民館
6	やまぶき会館	19	西文化会館
7	中央図書館	20	名細公民館
8	中央公民館	21	さわやか活動館
9	川越駅東口児童館	22	霞ヶ関北公民館
	川越駅東口図書館	23	西図書館
10	古谷公民館		伊勢原公民館
11	東部地域ふれあいセンター	24	川鶴公民館
12	南古谷公民館	25	霞ヶ関西公民館
13	高階南公民館	26	霞ヶ関公民館
14	南文化会館	27	中央図書館霞ヶ関南分室
15	ウェスタ川越	28	大東公民館
	南公民館	29	大東南公民館



## 第5章 計画の推進

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理と評価
- 3 計画の指標

## 第5章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

生涯学習は広範な領域にわたるため、計画の推進に当たっては、総合的、体系的な推進体制が必要となり、行政における全庁的な組織と、市民と行政が協働する体制が重要です。

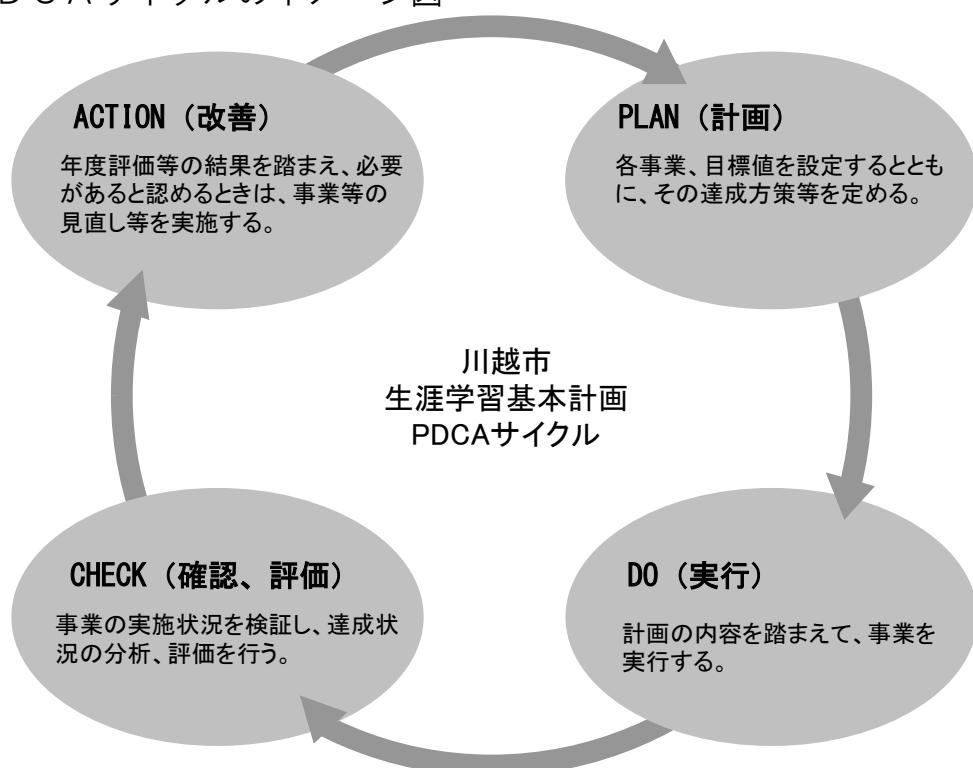
そのため、市の事業だけではなく、市民、地域団体、グループ・サークル、教育機関、民間事業者が連携し、本市における生涯学習を推進していくことが求められます。

### 2 計画の進行管理と評価

市は、各施策の実施状況や目標値等について、その実績を把握し、国や県の動向も踏まえながら、計画の評価として、分析・評価を行い、必要に応じ、計画の変更や事業の見直し等を行います。

市は川越市生涯学習基本計画について、「P D C A (P l a n : 計画、D o : 実行、C h e c k : 確認・評価、A c t i o n : 改善) サイクル」の構築により、計画の評価・改善を行います。

#### ■ P D C A サイクルのイメージ図



### 3 計画の指標

本計画の達成状況を4つの基本目標ごとに確認する具体的指標として、以下の4つを設定します。

#### 【計画の指標】

基本目標	指標	単位	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	説明
1	川越大学間連携講座の受講者満足度	%	89.3	93.0	川越大学間連携講座の受講者アンケートにおける「非常によい」「よい」の回答割合
2	川越市総合福祉センター実施講座等延べ利用者数	人	9,940	10,100	高齢者・障害者を対象とした事業の年間利用者数
3	市民講座開催数	件	47	55	市民講座の年間開催数
4	市民活動・生涯学習施設の稼働率	%	89.4	93.0	市民活動・生涯学習施設(ウェスタ川越2階)の日稼働率*

#### 日稼働率

1日を単位とし、利用時間区分のうち1区分でも利用があれば稼働日としてカウントした割合



## 資料編

- 1 川越市生涯学習基本計画審議会条例
- 2 川越市生涯学習基本計画審議会委員名簿
- 3 川越市生涯学習推進会議設置要綱
- 4 計画策定の経緯

**資料編**

1 川越市生涯学習基本計画審議会条例

平成二十六年十二月十九日

条例第六十七号

(設置)

第一条 生涯学習基本計画に関する事項について審議するため、川越市生涯学習基本計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第二条 審議会は、委員二十人以内で組織し、次に掲げる者のうちから必要な都度、市長が委嘱する。

- 一 学識経験者
- 二 市内の公共的団体等の代表者
- 三 学校教育機関の代表者
- 四 前三号に掲げる者のほか、市内に住所を有する者

(任期)

第三条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第四条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、文化スポーツ部文化芸術振興課において処理する。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 2 川越市生涯学習基本計画審議会委員名簿

会長 遠藤 克弥 副会長 真下 英二

分類	所属	氏名
1号委員 学識経験者	東京国際大学	遠藤 克弥
	尚美学園大学	真下 英二
2号委員 市内の公共的団体 等の代表者	川越市自治会連合会	小山 弘
	川越市女性団体連絡協議会	市川 いずみ
	川越市老人クラブ連合会	石川 悅子
	川越市スポーツ協会	田中 幸子
	川越市文化団体連合会	市川 秀郎
	川越市ボランティア連絡会	米原 民子
	川越シニア大学『小江戸塾』	林 和博
3号委員 学校教育関係の代表者	川越市校長会	福島 正美
4号委員 市内に住所を有する者	公募	石井 三子
	公募	濱田 晴美
	公募	山下 成久

### 3 川越市生涯学習推進会議設置要綱

#### (設置)

第1条 本市の生涯学習基本計画の策定及び生涯学習施策を総合的に推進するため、川越市生涯学習推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 生涯学習基本計画の策定に関すること。
- (2) 生涯学習基本計画の推進に関すること。
- (3) その他生涯学習の推進に必要なこと。

#### (組織)

第3条 推進会議は会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、文化スポーツ部長の職にあるものをもって充て、副会長は教育総務部長の職にあるものをもって充てる。
- 3 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

#### (会議)

第4条 会長は、推進会議を招集し、会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 会長は必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明を受け、又は意見を聞くことができる。

#### (検討部会の設置)

第5条 会長の指示を受けた事項について調査研究及び調整を行うため、別表2に掲げる課等の職員による検討部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、文化芸術振興課長が招集し、会議の議長となる。
- 3 部会は、必要に応じ、関係者の出席を求め、説明を受け、又は意見を聞くことができる。
- 4 部会において検討した結果は、推進会議に報告するものとする。

#### (庶務)

第6条 推進会議及び部会の庶務は、文化芸術振興課において処理する。

#### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか委員会に必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、決裁のあった日から施行する。

(平成26年11月19日 市長決裁)

附 則

この要綱は、平成29年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月9日から施行する。

別表1（第3条関係）

政策企画課長 地域づくり推進課長 男女共同参画課長 文化芸術振興課長  
スポーツ振興課長 国際文化交流課長 障害者福祉課長  
こども育成課長 健康づくり支援課長 環境政策課長 教育総務課長  
地域教育支援課長 中央公民館長 中央図書館長

別表2（第5条関係）

政策企画課 地域づくり推進課 男女共同参画課 文化芸術振興課  
スポーツ振興課 国際文化交流課 障害者福祉課 こども育成課  
健康づくり支援課 環境政策課 教育総務課 地域教育支援課 中央公民館  
中央図書館

#### 4 計画策定の経緯

年月日	審議会等	協議事項等
令和2年 8月27日	第1回川越市生涯学習推進会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第四次川越市生涯学習基本計画の策定について</li> <li>・第四次川越市生涯学習基本計画の骨子案について</li> </ul>
令和2年10月 5日	第2回川越市生涯学習推進会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第四次川越市生涯学習基本計画の素案について</li> </ul>
令和2年11月12日	第1回川越市生涯学習基本計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱書の交付</li> <li>・正副会長選出</li> <li>・諮問</li> <li>・第四次川越市生涯学習基本計画の策定について</li> </ul>
令和2年11月20日	第3回川越市生涯学習推進会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第四次川越市生涯学習基本計画の原案について</li> </ul>
令和2年12月25日	庁議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第四次川越市生涯学習基本計画について</li> </ul>
令和3年 1月14日	第2回川越市生涯学習基本計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第四次川越市生涯学習基本計画の原案について</li> </ul>
令和3年 1月21日 ～ 令和3年 2月19日	意見募集手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第四次川越市生涯学習基本計画（原案）」に対する意見募集</li> </ul>

第四次川越市生涯学習基本計画  
令和3年3月

発行：川越市

編集：川越市文化スポーツ部文化芸術振興課

〒350-8601

川越市元町1丁目3番地1

電 話 049-224-8811（代表）

049-224-6157（直通）

F A X 049-224-8712

E - mail [bunkashinko@city.kawagoe.saitama.jp](mailto:bunkashinko@city.kawagoe.saitama.jp)

<http://www.city.kawagoe.saitama.jp/>